

文部科学省行政情報システム及び
文化庁行政情報システム運用管理業務

民間競争入札実施要項
(案)

平成 24 年 6 月

文部科学省

目次

1. 趣旨	1
2. 運用管理業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
2.1 運用管理業務の概要	1
2.1.1 行政情報システムの運用管理業務の経緯.....	1
2.1.2 文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの概要	1
2.1.3 運用管理業務の内容	2
2.2 確保されるべき運用管理業務の質	3
2.2.1 サービスレベルアグリーメント（SLA）の締結.....	3
2.2.2 サービスレベルアグリーメント（SLA）の改訂.....	4
2.2.3 サービスレベルアグリーメント（SLA）に係る免責事項	4
2.2.4 サービスレベルアグリーメント（SLA）に係る是正措置	4
2.3 請負費用の支払方法	4
3. 実施期間に関する事項	5
3.1 全体工程	5
3.2 契約期間	5
4. 入札参加資格に関する事項	6
4.1 入札参加資格.....	6
4.2 競争参加資格申請書の入手方法等.....	7
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	7
5.1 入札手続（スケジュール）	7
5.2 入札書類.....	8
6. 運用管理業務の請負を実施する者を決定するための評価の基準その他の運用管理業務を実施する者の決定に関する事項	9

6.1	総則	9
6.2	評価方法	9
6.3	落札者の決定	9
6.3.1	落札者の決定方法	9
6.3.2	落札決定の取消し	10
6.3.3	落札者が決定しなかった場合の措置	10
7.	運用管理業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	10
7.1	開示情報	10
7.2	設計書等の閲覧	11
8.	運用管理業務の請負者に使用させることができる国有財産に関する事項	11
9.	公共サービス実施請負者が、対象公共サービスを実施するに当たり、文部科学省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施請負者が講じるべき措置に関する事項	11
9.1	請負者が文部科学省に報告すべき事項、文部科学省の指示により講じるべき措置	11
9.1.1	報告等	11
9.1.2	調査	12
9.1.3	指示	12
9.2	機密を適正に取り扱うための措置	12
9.2.1	機密情報	12
9.2.2	機密保持	12
9.3	個人情報を適正に取り扱うための措置	13
9.4	契約に基づき請負者が講じるべき措置	13
9.4.1	請負業務の開始	13
9.4.2	権利の譲渡	13
9.4.3	瑕疵担保責任	13
9.4.4	再委託	14
9.4.5	契約内容の変更	14
9.4.6	契約の解除	14
9.4.7	談合等不正行為	14
9.4.8	賠償及び復旧	15

9.4.9	不可抗力免責、危険負担	15
9.4.10	金品等の授受の禁止	15
9.4.11	宣伝行為の禁止.....	15
9.4.12	記録及び帳簿類の保管.....	15
9.4.13	請負業務の引継ぎ	15
9.4.14	契約の解釈.....	16
10.	公共サービス実施請負者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施請負者が負うべき責任に関する事項	16
10.1	第三者に損害を加えた場合の損害賠償	16
11.	運用管理業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	16
11.1	本業務の実施状況に関する調査の時期	16
11.2	調査項目及び実施方法.....	16
11.3	意見聴取等.....	17
12.	その他業務の実施に関し必要な事項	17
12.1	本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表.....	17
12.2	文部科学省の監督体制.....	17
12.3	請負者の責務	17
12.4	著作権.....	18
12.5	運用管理業務の調達仕様書.....	18

1. 趣旨

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のために、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。
- (2) 上記を踏まえ、文部科学省は公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表で民間競争入札の対象として選定された「文部科学省内ネットワークの運用管理業務」（調達件名「文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務」（以下「運用管理業務」という。)) について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものである。

2. 運用管理業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

2.1 運用管理業務の概要

2.1.1 行政情報システムの運用管理業務の経緯

- (1) 文部科学省では、「文部科学省ネットワーク(共通システム)最適化計画」（平成 18 年 3 月 27 日文部科学省行政情報化推進委員会決定）に基づき、文部科学省 LAN システム及び文部科学省行政情報システムを構築し、運用している。また、平成 18 年度に総務省が策定した「文書管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、ファイル管理システムの運用を行っているほか、i-Japan 戦略 2015 等により政府全体で取り組みが進められているテレワークシステムの運用を行っている。これら 4 システムは、平成 24 年 12 月までのリースを予定しており、次期調達においては文部科学省行政情報システムとして一括調達する。
- (2) 文化庁では、平成 22 年度「文化庁ローカルシステム一式」において調達した文化庁行政情報システムが文部科学省 LAN システム上で稼働しており、平成 26 年 3 月までの賃貸借を予定している。
- (3) 「文部科学省ネットワーク(共通システム)最適化計画」においては、①本省と文化庁については、平成 20 年度末までに基本システムに係る運用管理業務の統合を進める、②運用管理に当たっては、積極的に外部委託を推進する、と計画されていることから、平成 22 年度より文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務を統合し、以降は、毎年度一括して調達を行っている。
- (4) 本実施要項は、文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札により調達し、平成 25 年 1 月から当該運用管理業務を開始する。

2.1.2 文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの概要

(1) 概要及び特性

- ① 本業務の概要及び特性については、「【参考】文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務の特性」を参照すること。

(2) 構成機器

- ① 文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムのネットワーク構成を「別紙 01 ネットワーク構成図」に示す。また、構成する機器等を「別紙 02 行政情報システム一覧」に示す。

(3) 利用特性

- ① 職員用端末約 3,300 台により、原則として 24 時間 365 日利用される。

(4) 設置拠点

- ① 文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの設置拠点は、以下のとおりである。ただし、文部科学省の施策等により設置拠点に変更がある。なお、原則として運用管理要員が文部科学省本省庁舎以外に赴いて作業をすることはない。

- ・ 文部科学省本省庁舎（文化庁、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所を含む）
- ・ 参議院別館
- ・ 日本学士院
- ・ 研究交流センター
- ・ 茨城原子力安全管理事務所
- ・ 横須賀原子力艦モニタリングセンター
- ・ 上斎原原子力安全管理事務所
- ・ 神奈川北原子力安全管理事務所
- ・ 水戸オフサイトセンター
- ・ 水戸原子力事務所
- ・ 大阪原子力安全管理事務所（熊取）
- ・ 東大阪原子力安全管理事務所
- ・ 敦賀原子力事務所
- ・ 六ヶ所オフサイトセンター
- ・ 六ヶ所保障措置センター
- ・ 原子力損害賠償紛争和解仲介室（東京）
- ・ 原子力損害賠償紛争和解仲介室（福島）
- ・ その他日本国内の拠点

2.1.3 運用管理業務の内容

- (1) 本業務を実施する民間事業者（以下「請負者」という。）は、以下の通常業務を行うことにより、職員等に 2.1.2(1)①に示す機器等を利用したサービスを安定的に供給することとし、その詳細は「別添 01 文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務民間競争入札による調達仕様書」（以下、「仕様書」という）を基本とする。

① 運用管理手順書等の作成

- ・ 運用管理業務に係る手順書等の作成等を行う。

- ② 機器等の管理
 - ・ ウイルスパターンの更新、セキュリティパッチの適用、チューニング等の機器等の管理を行う。
- ③ データ管理
 - ・ 機器等のバックアップについて、外部記録媒体の集配、交換、廃棄等を行う。
- ④ 職員等対応
 - ・ ハードウェア・ソフトウェアの操作に関する問合せ管理、職員用端末管理、貸出機器管理等を行う。
- ⑤ アカウント管理
 - ・ 各種アカウントの管理を行う。
- ⑥ 構成管理
 - ・ 機器等の構成管理を行う。
- ⑦ その他の運用管理業務
 - ・ 保守要員の支援等を行う。

2.2 確保されるべき運用管理業務の質

2.2.1 サービスレベルアグリーメント（SLA）の締結

(1) 本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、以下に示す管理指標に対してサービスレベルアグリーメント（SLA）を締結すること。

① 運用管理業務の回答率

(ア)職員等からの問合せに対する当日中の回答率は 95%以上とすること。回答率は以下の計算式による。

$$\text{回答率 (\%)} = (\text{当日中の回答数}) \div (\text{当日の問合せ数}) \times 100$$

② 障害連絡時間

(ア)職員等からインシデントを受け付けた場合には、すべて 15 分以内に一次切り分けを行うこと。

(イ)統合運用システム又は外部監視により検出された障害において、保守要員に指示・支援を仰ぐ場合は、すべて 15 分以内に連絡すること。

③ 作業遅延の件数

(ア)文部科学省が示す所定の期日までに作業が完了しない件数は 0 件であること。対象となる作業を以下に示す。

- ・ ウイルス対策、セキュリティパッチの適用等のセキュリティ管理
- ・ 職員用端末の設置、ソフトウェアのインストール等の職員用端末管理
- ・ 職員用端末の貸出、設定、リストア等の貸出機器管理
- ・ アカウント登録、メール登録等のアカウント管理
- ・ 人事異動等に伴う課室班等庶務担当者及び組織コードの管理
- ・ IP アドレスの付与、DNS サーバへの登録等の構成管理
- ・ その他、文部科学省が要請する作業

④ 運用管理業務のユーザ利用満足度調査

(ア)運用管理業務の開始後、年に1回の割合でユーザに対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施し、その結果の基準スコア(75点)を維持すること。

- ・ 問い合わせから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性

(イ)各質問とも、「満足」(配点100点)、「ほぼ満足」(同80点)、「普通」(同60点)、「やや不満」(同40点)、「不満」(同0点)で採点し、職員等の4項目それぞれの回答の平均スコア(100点満点)を算出する。

2.2.2 サービスレベルアグリーメント(SLA)の改訂

(1) 設定した管理項目、管理指標値、保証値等については、必要に応じて見直しを実施し改訂するものとする。改訂の契機は以下のとおりとする。

- ① 文部科学省及び請負者双方の合意事項に明確な変更が生じた場合
- ② 文部科学省及び請負者双方が必要と認めた場合

2.2.3 サービスレベルアグリーメント(SLA)に係る免責事項

(1) 以下の場合、サービスレベルアグリーメント(SLA)の適用外とする。

- ① 災害又は請負者の瑕疵によらず電源供給が停止した場合
- ② 文部科学省及び他の調達事業者の過失又は故意による障害の場合
- ③ 請負者の瑕疵によらず障害復旧が行えない場合
- ④ 請負者の瑕疵によらず障害監視が行えない場合
- ⑤ 請負者の瑕疵によらず障害通知の受信ができない場合
- ⑥ 文部科学省及び請負者双方の協議の上で計測の除外とした場合
- ⑦ 国立教育政策研究所及び科学技術政策研究所の各システム又は個別システムが起因する場合

2.2.4 サービスレベルアグリーメント(SLA)に係る是正措置

(1) 請負者は、統括責任者を中心としたサービスレベルマネジメント(SLM)を組織し、1ヶ月ごとにサービスレベルアグリーメント(SLA)の達成状況の確認を行い、請負者の責による未達成項目がある場合、請負者は以下に示すような措置により達成度合いの向上に努めること。

- ① 未達成の項目に対する改善策(仕組みや手続きの見直し等)を提示し、文部科学省の承認を得た上で対策を講じること。また、そのために必要となる作業等は請負者の負担で行うこと。
- ② 改善策の実施効果を実施の月より3ヶ月間、1ヶ月ごとの達成状況報告とともに報告し、文部科学省の承認を得ること。

(2) 未達成項目がある当月の支払いについては、支払う額から5%を乗じて得た額(1円未満切捨)を減額して支払うものとする。

2.3 請負費用の支払方法

- (1) 契約の形態は、業務請負契約とする。
- (2) 文部科学省は、業務請負契約に基づき請負者が実施する本業務について、契約の履行に関し、サービスレベルアグリーメント（SLA）に基づき監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適法な支払請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払うものとし、毎月、契約金額を運用期間の全月数で除した額を請負者に支払うこととする。
- (3) 確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、文部科学省は、サービスレベルアグリーメント（SLA）に係る是正措置に基づき、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。また、当月の支払いについては、支払う額から 5%を乗じて得た額（1 円未満切捨）を減額して支払うものとする。
- (4) 請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、確保されるべき業務の質が達成可能なものであると認められるまで、文部科学省は請負費の支払を行わないことができる。
- (5) 請負費は、平成 25 年 1 月 4 日以降の本業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う引継ぎや準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

3. 実施期間に関する事項

3.1 全体工程

- (1) 全体工程を図 3-1 に示す。

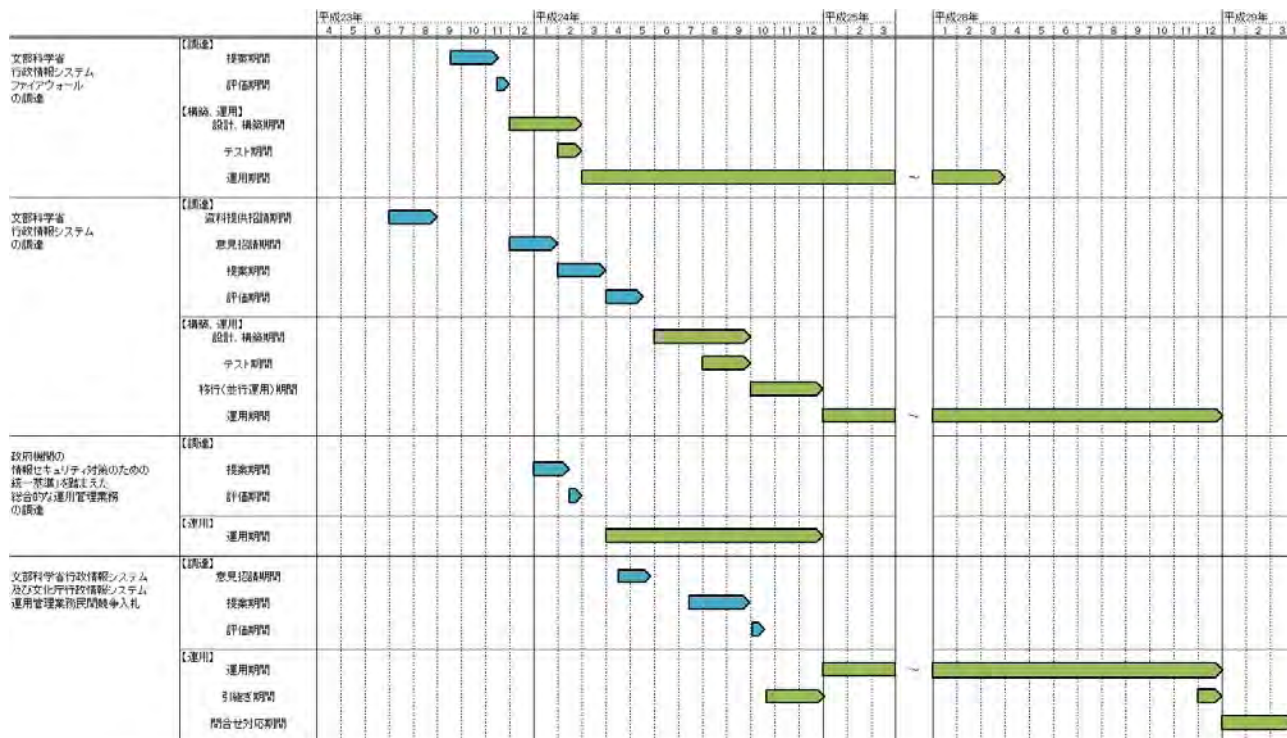


図 3-1 全体工程

3.2 契約期間

- (1) 平成 25 年 1 月 4 日～平成 29 年 1 月 3 日

4. 入札参加資格に関する事項

4.1 入札参加資格

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成 22・23・24 年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A 及び B 等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 文部科学省及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 本調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するための入札を行った者でないこと。
- (8) 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有さない。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員等の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当し、かつ指名停止の期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- (9) 「文部科学省行政情報システム等に係る調査・分析業務」に係る請負者並びにこの請負者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに受注事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。
- (10) 「文部科学省行政情報システムの調達」に係る支援業務等」に係る請負者並びにこの請負者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに受注事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。
- (11) 「文部科学省行政情報システムに係る工程管理等支援業務」に係る請負者並びにこの請負者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに受注事業者等の緊密な利害関係

を有する事業者でないこと。

- (12) 文部科学省 CIO 補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成 11 年 12 月 22 日法律 224 号）に基づき交流採用された職員は除く。）が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに受注事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。
- (13) 単独で本業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。
- (14) 本作業の実施部門は、(財)日本適合性認定協会等又は海外の認定機関により認定された審査登録機関による ISO9001 又は ISO20000 の認証を受けていること。
- (15) 本作業の実施部門は、(一財)日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関による ISMS、BS7799 又は ISO/IEC27001 の認証を受けていること。
- (16) プライバシーマーク制度の認証により、プライバシーマーク使用許諾を受けていること。
- (17) ITIL 準拠の体系化した社内運用標準を有していること。
- (18) 過去 5 年以内において、サーバ 50 台、クライアント PC3,000 台程度のシステムの運用等の業務を請け負った実績を有すること。単にヘルプデスク業務のみの実績は認めない。
- (19) 本作業遂行において、文部科学省と日本語により円滑かつ適切なコミュニケーションが図れること。
- (20) 本作業の円滑な遂行に必要な経営基盤及び資金、設備等の十分な管理能力を有し、本作業の目標達成、計画遂行、継続的实施に必要な組織、要員、設備及び施設を有していること。

4.2 競争参加資格申請書の入手方法等

- (1) 競争参加資格を有しない者で、本入札に参加を希望する者は、所定の資格審査申請書を入手し、速やかに資格審査申請を行わなければならない。
- (2) 申請書の提出先
 - ・ 部署：文部科学省大臣官房会計課用度班総括係
 - ・ 電話：03-5253-4111（内線 3049）

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

5.1 入札手続（スケジュール）

- (1) 入札公示：官報公示

- ・ 2012 年（平成 24 年）7 月中旬
- (2) 入札説明会
 - ・ 同年 7 月中旬
- (3) 質問受付期限
 - ・ 同年 9 月中旬
- (4) 資料閲覧期限
 - ・ 同年 9 月下旬
- (5) 入札書（提案書）提出期限
 - ・ 同年 9 月下旬
- (6) 提案書の審査
 - ・ 同年 9 月下旬から 10 月中旬
- (7) 開札及び落札者の決定
 - ・ 同年 10 月中旬
- (8) 契約締結
 - ・ 同年 10 月中旬

5.2 入札書類

- (1) 入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。
 - ① 提案書
 - ・ 「別添 02 文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務提案依頼書」（以下、「提案依頼書」という。）に示した各要求項目について具体的な提案を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類
 - ② 誓約書
 - ・ 本請負を完了できることを証明する書類
 - ③ 参考見積書
 - ・ 人件費の単価証明書を含んだ参考見積書。ただし、契約後に発生する経費のみとする。
 - ④ 入札書
 - ・ 入札金額（契約期間内のすべての請負業務に対する報酬の総額の 105 分の 100 に相当する金額）を記載した書類
 - ⑤ 委任状
 - ・ 代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。
 - ⑥ 競争参加資格審査結果通知書の写し
 - ・ 平成 22・23・24 年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A 及び B 等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は不要。
 - ⑦ 理由書
 - ・ 電子入札システムにより入札を行うことができない旨の理由を示した書類。ただし、電子入札システムによる入札を行わない場合には不要。

- ⑧ 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類
 - ⑨ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）
 - ⑩ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報
 - ⑪ 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類
- (2) 入札参加者は、当該実施要項等に疑義がある場合は、4.2 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後当該実施要項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札者は、開札日の前日までの間において、文部科学省から入札書類に関し説明を求められた場合には、入札者の負担において完全な説明をしなければならない。

6. 運用管理業務の請負を実施する者を決定するための評価の基準その他の運用管理業務を実施する者の決定に関する事項

6.1 総則

- (1) 以下に請負者の決定に関する事項を示す。なお、評価の詳細は提案依頼書を基本とする。

6.2 評価方法

- (1) 最低価格落札方式とする。

6.3 落札者の決定

6.3.1 落札者の決定方法

- (1) 入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最も低く、提案依頼書に示すすべての要求要件を満たしている者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第 84 条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第 85 条の基準（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札者は文部科学省の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。
- (2) 調査の結果、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 1 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

（会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書き抜粋）

- ・ 相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められ

るとき

- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者のうち出席しない者又はきじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札とされなかった入札者に書面により通知する。ただし、開札に参加した者については、開札場での発表をもってこれに代えるものとする。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格）の提供を要請することができる。
- (5) 入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められたときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

6.3.2 落札決定の取消し

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。
 - ① 落札者が、契約担当官等から求められたにも係らず契約書の取り交わしを行わない場合
 - ② 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
 - ・ 落札後、入札者に内訳書を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合で、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

6.3.3 落札者が決定しなかった場合の措置

- (1) 初回の入札において入札者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。
- (2) なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等管理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7. 運用管理業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

7.1 開示情報

- (1) 対象業務に関して、以下の情報は「別紙 04 従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。
 - ① 従来の実施に要した経費
 - ② 従来の実施に要した人員

- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目標の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

7.2 設計書等の閲覧

- (1) ⑤「従来の実施方法等」に記載されている本業務に関する詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、提案依頼書に示す手順によりシステム概説書、説明書、操作マニュアル並びに運用・保守手順書、報告書等、施設及び設備について、閲覧可能である。

8. 運用管理業務の請負者に使用させることができる国有財産に関する事項

- (1) 請負者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

① 国有財産の使用

(ア) 請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ・ 業務に必要な電気設備
- ・ その他、文部科学省と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

② 使用制限

(ア) 請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

(イ) 請負者は、あらかじめ文部科学省と協議した上で、文部科学省の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

(ウ) 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

(エ) 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9. 公共サービス実施請負者が、対象公共サービスを実施するに当たり、文部科学省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施請負者が講じるべき措置に関する事項

9.1 請負者が文部科学省に報告すべき事項、文部科学省の指示により講じるべき措置

9.1.1 報告等

- (1) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を文部科学省に提出しなければならない。

- (2) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに文部科学省に報告するものとし、文部科学省と請負者が協議するものとする。
- (3) 請負者は、契約期間中において、(2)以外であっても、必要に応じて文部科学省から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

9.1.2 調査

- (1) 文部科学省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は文部科学省の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (2) 立入検査をする文部科学省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

9.1.3 指示

- (1) 文部科学省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

9.2 機密を適正に取り扱うための措置

9.2.1 機密情報

- (1) 本件契約において、機密情報とは本件契約締結日以降、文部科学省が請負者に開示する一切の情報の中から公には入手できないものとする。
- (2) 前項に係らず機密情報が、請負者により以下に該当する情報である旨を証明する通知がなされ、文部科学省が当該通知の内容が適正であるものと判断した場合には、当該機密情報は機密保持義務を負わないものとする。
 - ① 既に公知、公用の情報
 - ② 開示後、請負者の責めによらず公知、公用となった情報
 - ③ 開示を受けたときに既に請負者が知得していた情報
 - ④ 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により守秘義務を負うことなしに請負者が入手した情報
 - ⑤ 請負者が開示された情報と無関係に開発、創作した情報
 - ⑥ 法令により開示することが義務付けられた情報

9.2.2 機密保持

- (1) 請負者は、統括責任者を機密情報管理者として選任すること。
- (2) 請負者は、機密情報を機密として保持しておくために合理的な安全保証の予防措置を取ること。
- (3) 機密情報は、文部科学省の所有物であり、請負者は、機密情報についていかなる権利も有さない。
- (4) 機密情報の目的外利用については、すべて禁止する。

- (5) 機密情報の複写は、原則として、禁止とする。ただし、事前に書面にて文部科学省の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 請負者は、文部科学省から開示された機密情報を文部科学省の事前の承諾を得ることなく、仕様書「9 体制及び方法」に示す要員以外の第三者に機密情報を開示、漏えい、公表してはならない。文部科学省の承諾を得ることなく、第三者に機密情報を開示、漏えい、公表した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
- (7) 請負者は、文部科学省の要求があった時は、速やかに機密情報の現物、複写、要約及び各業務につき直接発生した二次的資料を文部科学省に返却又は破棄し、一切のこれらの資料を保管しないものとする。
- (8) 文部科学省から提供される機密情報を含む一切の情報の引渡し及び受領については、授受簿を作成し、日時、種類、受領者、管理方法(保管場所、媒体、保存期限満了後の取扱等)を記録すること。
- (9) 電子メールや外部記録媒体等で機密情報を授受する際は、パスワード等による漏えい防止対策を行うこと。
- (10) 文部科学省が省外への持ち出しを認めない機密情報については、文部科学省省内にて閲覧すること。
- (11) 本調達に係る情報セキュリティに関わる情報は、契約後速やかに開示するものとする。

9.3 個人情報を通正に取り扱うための措置

- (1) 請負者は、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」を遵守し、個人情報を保護すること。文部科学省の承諾を得ることなく、第三者に個人情報を開示、漏えい、公表した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
- (2) 文部科学省においては、本調達における請負者から提示される個人情報に関して、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に従い取扱うこととする。
- (3) 請負者は、本調達に係るすべての要員について、請負者独自の個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取扱うこと。

9.4 契約に基づき請負者が講じるべき措置

9.4.1 請負業務の開始

- (1) 請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

9.4.2 権利の譲渡

- (1) 請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による文部科学省の事前の承認を得たときは、この限りではない。

9.4.3 瑕疵担保責任

- (1) 文部科学省は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後 1 年間は請負者に請求できるものとし、必要な費用はすべて請負者の負担とする。

- (2) 成果物の瑕疵が請負者の責に帰すべき事由によるものである場合は、文部科学省は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

9.4.4 再委託

- (1) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (2) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法について記載しなければならない。
- (3) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、(2)に準じて文部科学省の承認を受けなければならない。
- (4) (2)及び(3)に基づき、請負者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、すべて請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。また、再委託先については、請負者と同等の義務を負わせるものとする。

9.4.5 契約内容の変更

- (1) 文部科学省及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃、その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務の実施が不相当と認められる場合は、請負者との協議により、契約の内容を変更することができる。

9.4.6 契約の解除

- (1) 文部科学省は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は文部科学省に対して、請負費の総価の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、文部科学省の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。また、請負者は、文部科学省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。
 - ① 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
 - ② 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
 - ③ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
 - ④ 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
 - ⑤ 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

9.4.7 談合等不正行為

- (1) 請負者は、談合等の不正行為に関して、文部科学省が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

9.4.8 賠償及び復旧

- (1) 本調達に関連して起きた一切の事故、障害及び諸設備の破損等は、文部科学省の指示に従い、請負者が責任をもって当該設備を修理、修復又は交換を速やかに行うこと。
- (2) 請負者が本調達に違反したことを起因として、文部科学省が損害を被った場合には、文部科学省は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ文部科学省が適当と考える必要な処置をとることを請求できる権利を有する。

9.4.9 不可抗力免責、危険負担

- (1) 文部科学省及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、文部科学省が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

9.4.10 金品等の授受の禁止

- (1) 請負者は、本業務の実施において金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

9.4.11 宣伝行為の禁止

- (1) 請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

9.4.12 記録及び帳簿類の保管

- (1) 請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

9.4.13 請負業務の引継ぎ

- (1) 契約期間前における引継ぎ
 - ① 運用管理要員は、文部科学省行政情報システム請負者及び文化庁行政情報システム請負者が実施する教育訓練を、契約期間前までに受けること。
 - ② 運用管理要員は、現行システム運用管理業務請負者から確実に必要かつ十分な業務の引継ぎ等を行い、職員等の業務に支障をきたさないこと。
 - ③ 文部科学省は、当該引継ぎ等が円滑に実施されるよう、現行システム運用管理業務請負者及び請負者に対して必要な協力を行うものとする。
 - ④ 当該引継ぎに必要な経費は、請負者の負担とする。
- (2) 請負期間満了における引継ぎ
 - ① 本業務の請負期間満了の際、請負者変更が生じた場合は、運用管理要員は、次期運用管理業務請負者の運用管理要員に対し、当該業務の開始日までに業務の引継ぎを行わなければ

ならない。

- ② 運用管理要員は、次期文部科学省行政情報システム請負者に業務の引継ぎを行うこと。また、平成 29 年 3 月 31 日まで文部科学省及び次期文部科学省行政情報システム請負者、次期運用管理業務請負者の運用管理要員からの問い合わせ等に対応すること。
- ③ 文部科学省は、当該引継ぎ等が円滑に実施されるよう、請負者及び次期運用管理業務請負者、次期文部科学省行政情報システム請負者に対して必要な協力を行うものとする。
- ④ その際の業務の引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は、請負者の負担となる。

9.4.14 契約の解釈

- (1) 仕様書に記載されていない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、文部科学省と請負者双方が協議して決定するものとする。

10. 公共サービス実施請負者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施請負者が負うべき責任に関する事項

10.1 第三者に損害を加えた場合の損害賠償

- (1) 文部科学省が国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、文部科学省は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について文部科学省の責に帰すべき理由が存する場合は、文部科学省が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について文部科学省の責に帰すべき理由が存するときは、当該請負者は文部科学省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

11. 運用管理業務に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

11.1 本業務の実施状況に関する調査の時期

- (1) 文部科学省は、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 28 年 5 月を予定）を踏まえ、本業務に係る運用が開始される平成 25 年度以降、各年度末時点における状況を調査する。

11.2 調査項目及び実施方法

- (1) 運用管理業務の内容
 - ① 各種報告書により調査
- (2) 運用管理業務の回答率

- ① 各種報告書により調査
- (3) 障害連絡時間
 - ① 各種報告書により調査
- (4) 作業遅延の件数
 - ① 各種報告書により調査
- (5) 運用管理業務のユーザ利用満足度調査の結果
 - ① 各年度において、職員等に対する年 1 回のアンケート（利用満足度調査）の実施結果により調査

11.3 意見聴取等

- (1) 文部科学省は、必要に応じ民間事業者から意見の聴取を行うことができるものとする。
- (2) 文部科学省は、平成 28 年 5 月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。
- (3) 調査報告を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会に提出するに当たり、CIO 補佐官及び外部有識者の意見を聴くものとする。

12. その他業務の実施に関し必要な事項

12.1 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

- (1) 文部科学省は、請負者の本業務の実施状況について、毎年度、官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表する。

12.2 文部科学省の監督体制

- (1) 本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- (2) 本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。
 - ① 監督職員：文部科学省大臣官房政策課情報化推進室情報化振興第一係長
 - ② 検査職員：文部科学省大臣官房政策課情報化推進室情報システム専門官

12.3 請負者の責務

- (1) 本業務に従事する請負者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (2) 請負者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- (3) 請負者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 条）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は文部科学省に通じて、資料又は報告等の提出を求め

られたり、質問を受けたりすることがある。

12.4 著作権

- (1) 請負者は、作業等に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、一切の責任を負うものとする。
- (2) 成果物のすべての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)については、成果物の納入時における検収が完了したとき、請負者から文部科学省へ移転する。
- (3) 請負者は、上記(2)に関する著作者人格権を行使しないこと。また、第三者をして行使させないこと。
- (4) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、請負者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、請負者は、当該既存著作物の内容について、事前に文部科学省の承認を得ることとし、文部科学省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (5) 当該実施要項等に記載されている社名、商品名及びサービス名は、各社の登録商標又は商標である。

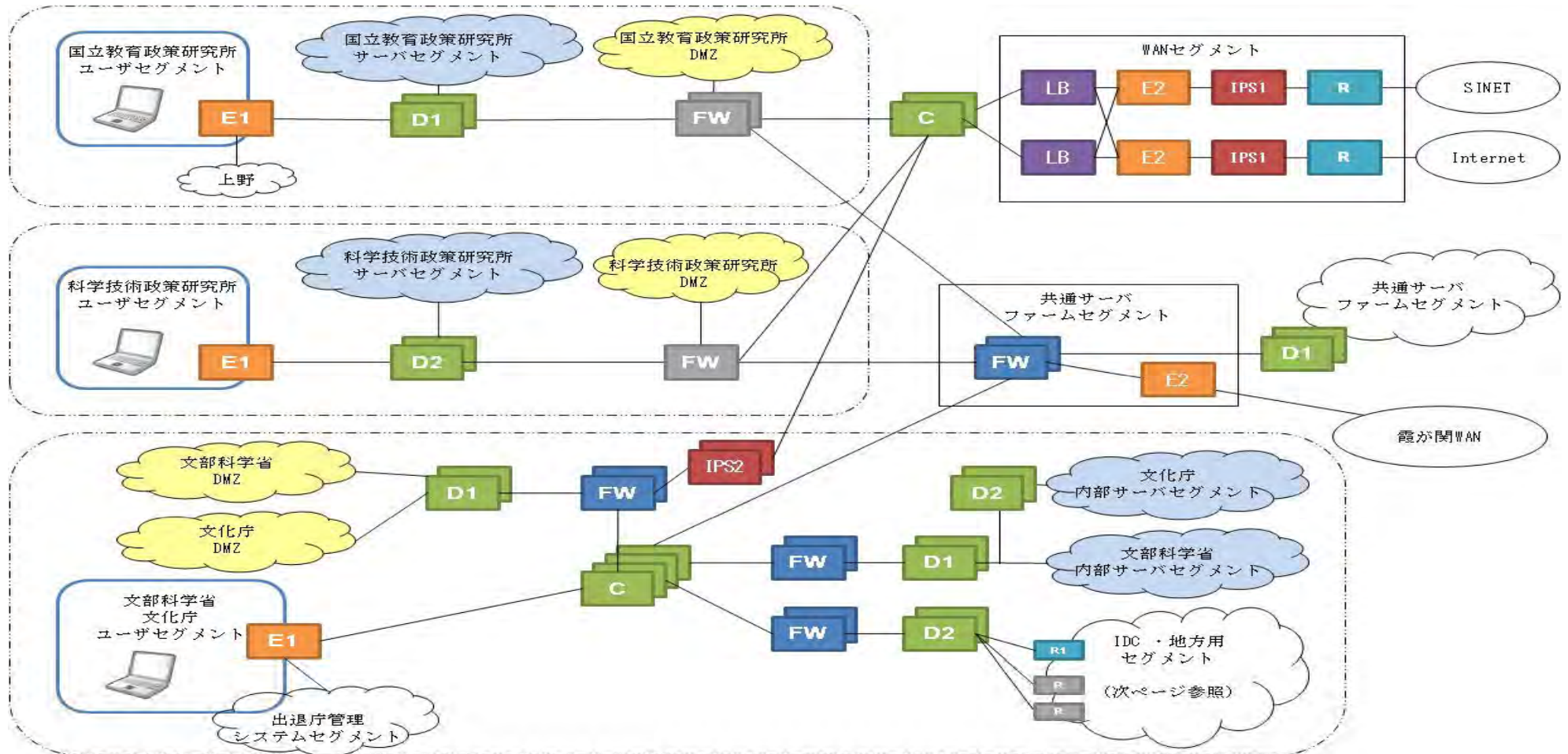
12.5 運用管理業務の調達仕様書

- (1) 本業務を実施する際に必要な仕様は、「別添 01 文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務民間競争入札による調達仕様書」に示すとおりである。

資料目次

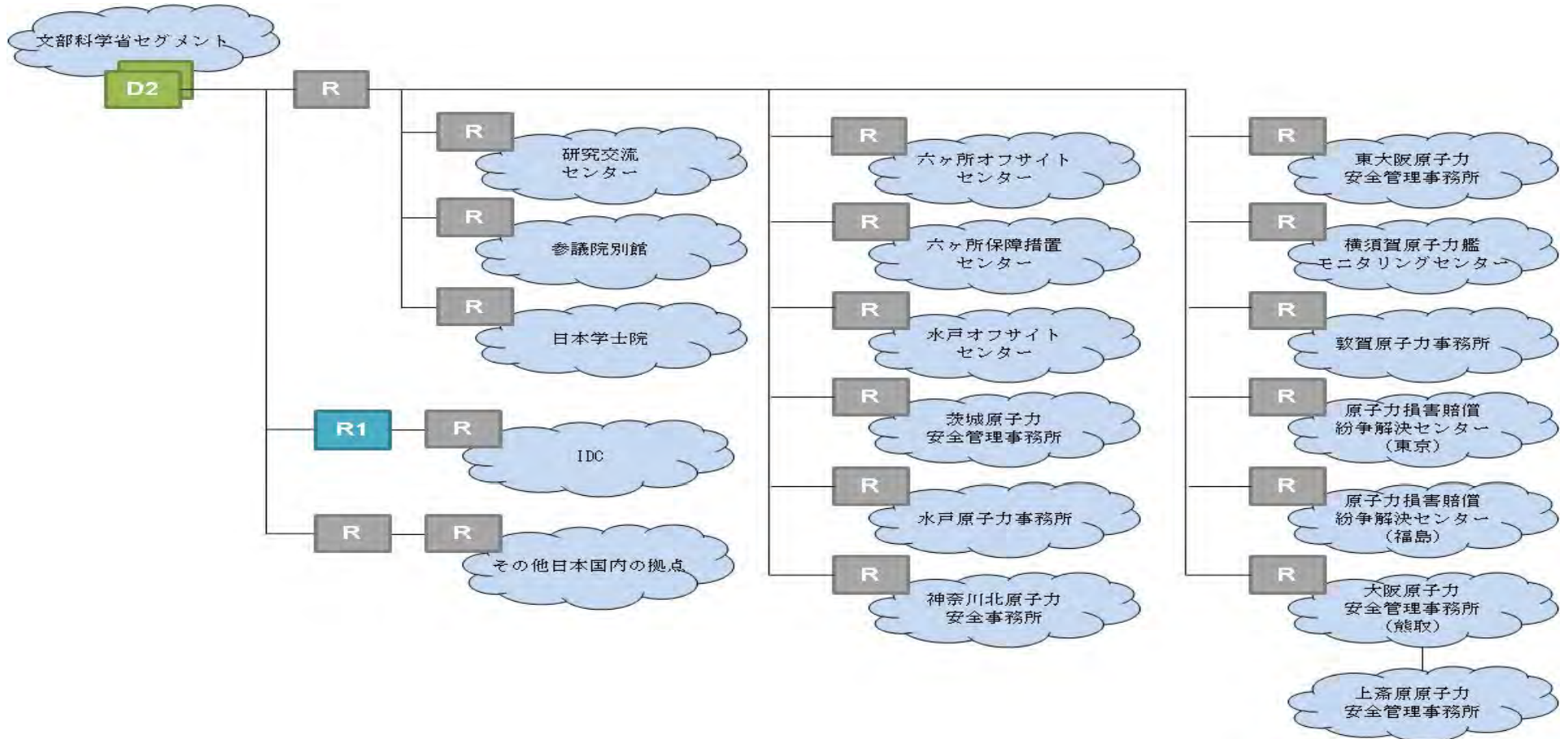
別紙 01	ネットワーク構成図
別紙 02	行政情報システム一覧
別紙 03	運用管理の業務フロー
別紙 04	従来の実施状況に関する情報の開示
別紙 05	文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務に関する満足度アンケート調査
別紙 06	資料閲覧にかかる機密保持誓約書
参 考	文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務の特性
別添 01	文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用業務 民間競争入札による調達仕様書
別添 02	文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用業務 提案依頼書
	別紙 01 提案細目
	別紙 02 資料閲覧申込書
	別紙 03 機密保持誓約書
	別紙 04 質問表

別紙01 ネットワーク構成図



凡例			
C	2.2.1 (2) コアスイッチ	LB	2.2.1 (11) ロードバランサー
D1	2.2.1 (3) ディストリビューションスイッチ1	IPS1	2.2.3 (2) 侵入検知防御装置1
D2	2.2.1 (4) ディストリビューションスイッチ2	IPS2	2.2.3 (3) 侵入検知防御装置2
E1	2.2.1 (5) エッジスイッチ1	FW	ファイアウォールシステム (別調達)
E2	2.2.1 (6) エッジスイッチ2	FW	各機関ファイアウォール (別調達)
R	2.2.1 (8) インターネット用ルータ	R	各機関ルータ (別調達)
R1	2.2.1 (9) 外部拠点用ルータ		

別紙01 ネットワーク構成図(IDC/地方用セグメント)



凡例	
C	2.2.1 (2) コアスイッチ
D1	2.2.1 (3) ディストリビューションスイッチ1
D2	2.2.1 (4) ディストリビューションスイッチ2
E1	2.2.1 (5) エッジスイッチ1
E2	2.2.1 (6) エッジスイッチ2
R	2.2.1 (8) インターネット用ルータ
R1	2.2.1 (9) 外部拠点用ルータ
LB	2.2.1 (11) ロードバランサー
IPS1	2.2.3 (2) 侵入検知防御装置1
IPS2	2.2.3 (3) 侵入検知防御装置2
FW	ファイアウォールシステム (別調達)
FW	各機関ファイアウォール (別調達)
R	各機関ルータ (別調達)

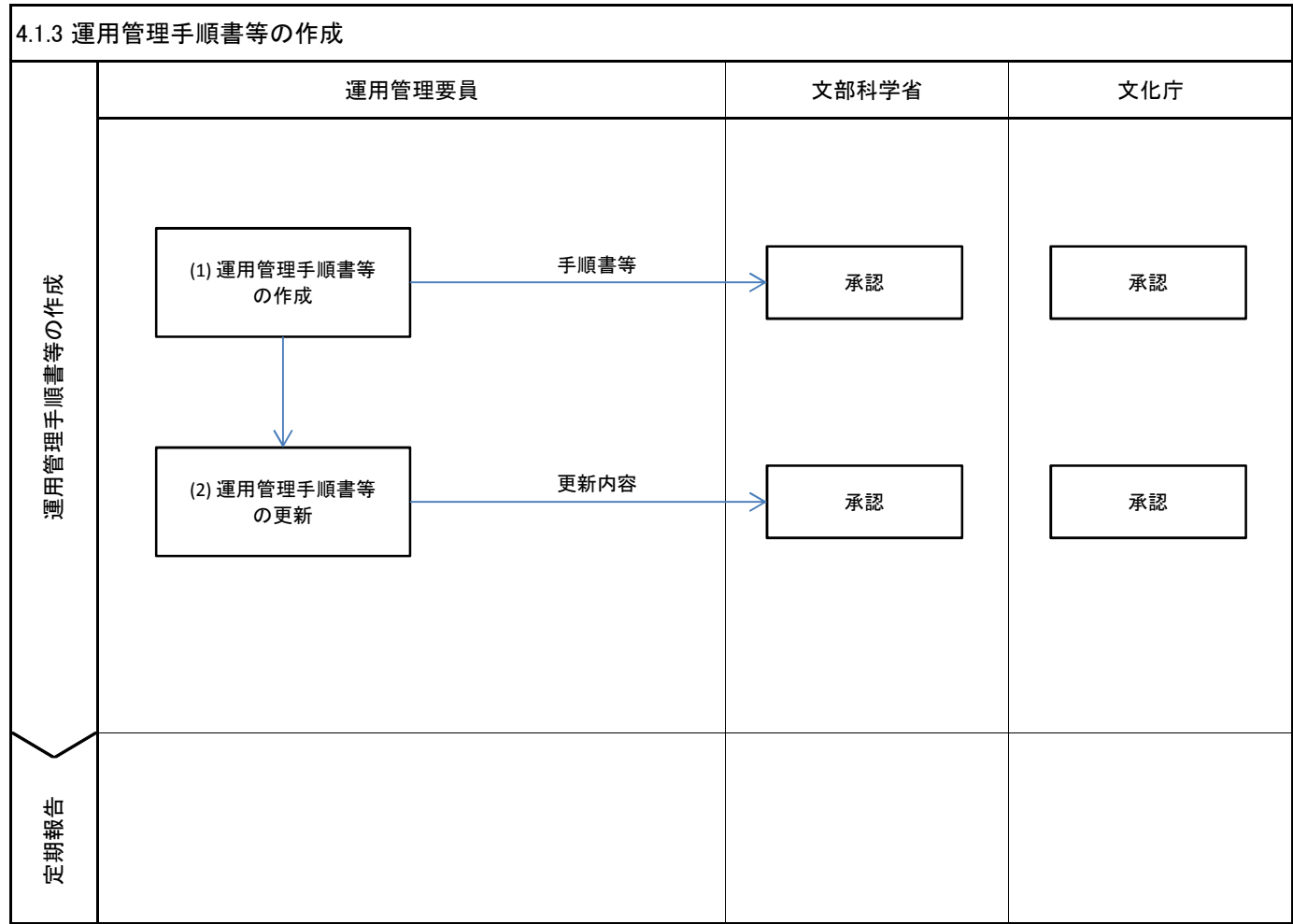
【文部科学省行政情報システム】

システム名	構成機器	設置セグメント	台数	監視対象	サービスレベル		概要
					基幹業務 (24時間365日)	基幹業務以外 (平日9-20時)	
基幹ネットワークシステム	コアスイッチ	-	6	○	○	○	文部科学省及び文化庁ユーザセグメント回線を集約するため、また各機関からのインターネット接続回線を集約するためのコアスイッチ
	ディストリビューションスイッチ1	-	8	○	○	○	各セグメントの回線を集約するためのディストリビューションスイッチ1
	ディストリビューションスイッチ2	-	6	○	○	○	各セグメントの回線を集約するためのディストリビューションスイッチ2
	エッジスイッチ1	-	206	○	○	○	各機関のユーザセグメント及び出入管理システムを文部科学省内LANに接続するためのエッジスイッチ1
	エッジスイッチ2	-	3	○	○	○	文部科学省内LANをインターネット回線及び圏外LANに接続するためのエッジスイッチ2
	リピータハブ	-	1	○	○	○	既設LANケーブルを中継するためのリピータハブ
	インターネット用ルータ	-	2	○	○	○	文部科学省内LANをインターネット回線に接続するためのインターネット用ルータ
	外部拠点用ルータ1	-	1	○	○	○	IDC・地方用セグメントを既設専用回線で接続するための外部拠点用ルータ1
	外部拠点用ルータ2	-	4	○	○	○	IDC・地方用セグメントの各事務所及び文部科学省内LAN側に設置する外部拠点用ルータ2
	可搬型無線アクセスポイント	-	10	-	-	○	会議や研修等において職員用A端末及び貸出用B端末を文部科学省内LANに接続するための可搬型無線アクセスポイント
ロードバランサー	-	2	○	○	○	文部科学省内LANと接続するインターネット回線のロードバランシング及び冗長化を実現するためのロードバランサー	
ファイアウォールシステム	ファイアウォール1	-	2	○	○	○	他ネットワークとの接続点において、不正パケットの侵入を排除するためのファイアウォール1
	ファイアウォール2	-	6	○	○	○	他ネットワークとの接続点において、不正パケットの侵入を排除するためのファイアウォール2
	ファイアウォール管理サーバ	-	1	○	○	○	ファイアウォールの管理を行うためのファイアウォール管理サーバ
WAFシステム	WAF装置	文部科学省DMZ	2	○	○	○	Webアプリケーションの脆弱性を悪用した文部科学省外からのWebサーバ等への攻撃を防御するためのWAF装置
侵入検知防御システム	侵入検知防御装置1	-	2	○	○	○	文部科学省外からの文部科学省行政情報システム等への攻撃等を検知防御するための侵入検知防御装置1
	侵入検知防御装置2	文部科学省DMZ	2	○	○	○	文部科学省外からの文部科学省行政情報システム等への攻撃等を検知防御するための侵入検知防御装置2
	侵入検知防御管理サーバ1	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	侵入検知防御装置1を管理するための侵入検知防御管理サーバ1
	侵入検知防御管理サーバ2	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	侵入検知防御装置2を管理するための侵入検知防御管理サーバ2
メールセキュリティ対策システム	スパム対策装置	文部科学省DMZ	2	○	○	○	文部科学省外から送付されるスパムメール等を抑止するためのMTA機能を有するスパム対策装置
	ウイルス対策装置	文部科学省DMZ	2	○	○	○	文部科学省外から送付されるウイルスメール等を抑止するためのMTA機能を有するウイルス対策装置
ファイル転送システム	ファイル転送装置	文部科学省DMZ	1	○	○	○	文部科学省内外のメールの制約により送付できない大容量ファイルを安全に受け渡すための大容量ファイル転送装置
文部科学省中継システム	文部科学省外部中継サーバ	文部科学省DMZ	2	○	○	○	文部科学省外からのメールをメールサーバへ中継するため、また、文部科学省ドメイン(mext.go.jp)の名前解決(DNS)及びISINETが提供しているNTPサーバとの時刻同期を行うための文部科学省外部中継サーバ
	文部科学省内部中継サーバ	共通サーバファーム	2	○	○	○	文部科学省内からのメールを中継するため、また、文部科学省内からのドメインの名前解決(DNS)及び外部中継サーバとの時刻同期を行うための文部科学省内部中継サーバ
グループウェアシステム	メールサーバ	共通サーバファーム	2	○	○	○	文部科学省グループウェアシステムのメールサーバ
	アプリケーションサーバ	共通サーバファーム	1	○	○	○	文部科学省グループウェアシステムの掲示板、ワークフロー等のアプリケーションサーバ
	国会関係事務システムサーバ	共通サーバファーム	1	○	○	○	グループウェアシステムの国会関係事務システムサーバ
	ジャーナルサーバ	共通サーバファーム	1	○	○	○	メールサーバで送受信されるメールデータのジャーナルデータベースを作成するためのジャーナルサーバ
	グループウェア用ストレージ	共通サーバファーム	1	○	○	○	グループウェアシステムのデータ保存領域及びバックアップ領域としてのグループウェア用ストレージ
	SSL-VPN装置	文部科学省DMZ	1	○	○	○	文部科学省外からグループウェアシステムのメール、掲示板、国会関係事務システム等を利用するためのSSL-VPN装置
メール監視システム	メール誤送信対策サーバ	共通サーバファーム	2	○	○	○	文部科学省外に送信するメールによる情報漏えい等を抑止するためのメール誤送信対策サーバ
	メール誤送信対策サーバ用ストレージ	共通サーバファーム	1	○	○	○	メール誤送信対策サーバにメールデータ等を保存するためのメール誤送信対策サーバ用ストレージ
	メールアーカイブサーバ	共通サーバファーム	1	○	○	○	文部科学省内において送受信されたすべてのメールを保存するため、また、メールの内容を管理・監査等を行うためのメールアーカイブサーバ
	メールアーカイブ用ストレージ	共通サーバファーム	1	○	○	○	文部科学省内において送受信されたすべてのメールを保存するためのメールアーカイブサーバ用ストレージ
イントラネットシステム	イントラネットサーバ	共通サーバファーム	1	○	○	○	文部科学省内LAN利用者向けの情報提供システムとしてのイントラネットサーバ
コンテンツフィルタシステム	コンテンツフィルタサーバ	文部科学省内部サーバセグメント	2	○	○	○	文部科学省内からのWebサイトの閲覧制御及び閲覧履歴を取得するため、また、ウイルス等に感染したWebサイトへのアクセスをブロックするため、のコンテンツフィルタサーバ
ウイルス対策システム	プロキシ用負分散装置	文部科学省内部サーバセグメント	2	○	○	○	コンテンツフィルタサーバの負分散を行うためのプロキシ用負分散装置
	ウイルス対策サーバ	文部科学省内部サーバセグメント	2	○	○	○	ファイルサーバを除く各サーバ及び職員用端末にインストールされたウイルス対策ソフトウェアを一元的に管理するためのウイルス対策サーバ
	ファイルサーバ用ウイルス対策サーバ	文部科学省内部サーバセグメント	3	○	○	○	ファイルサーバのウイルス対策のためのファイルサーバ用ウイルス対策サーバ
ファイル管理システム	ファイルサーバ	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	文部科学省の行政文書データを集約するためのファイルサーバ
	ファイルサーバ・バックアップ	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	ファイルサーバのデータバックアップを取得するためのファイルサーバ・バックアップ
	操作履歴管理サーバ	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	ファイルサーバ内のデータの操作履歴等及び利用状況等の管理のための操作履歴管理サーバ
	ファイルサーバ外部保管用バックアップサーバ	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	ファイルサーバ・バックアップに保存されているバックアップデータをデータファイルサーバ外部保管用テープ装置にバックアップするためのファイルサーバ外部保管用バックアップサーバ
	ファイルサーバ外部保管用テープ装置	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	ファイルサーバ・バックアップに保存されているデータバックアップをカートリッジテープに保存するためのファイルサーバ・バックアップと接続するファイルサーバ外部保管用テープ装置
研修システム	研修サーバ	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	文部科学省及び文化庁 職員への e-learning機能及び成績管理機能を提供するための研修サーバ
認証システム	ドメインコントローラサーバ	文部科学省内部サーバセグメント	3	○	○	○	文部科学省行政情報システムのアカウントと機器等の認証を行うためのドメインコントローラサーバ
	ライセンスサーバ	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	本調達で導入するMicrosoft社製のソフトウェアのライセンス認証を行うためのライセンスサーバ
アカウント管理システム	アカウント管理サーバ	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	文部科学省内のアカウント情報及び職員等利用共通認証基盤(GIMA)アカウント情報を一元的に管理するためのアカウント管理サーバ
統合運用システム	情報漏えい対策サーバ	文部科学省内部サーバセグメント	3	○	○	○	職員用端末の情報漏えい対策ソフトウェアを管理するための情報漏えい対策サーバ
	ソフトウェア配布管理サーバ	文部科学省内部サーバセグメント	2	○	○	○	職員用端末及びサーバの更新プログラム配布等を行うため、また、職員用端末のキータンク作業、ソフトウェア配布、暗号化管理等を行うためのソフトウェア配布管理サーバ
	クライアント管理サーバ	文部科学省内部サーバセグメント	4	○	○	○	職員用端末の資産管理、リモート操作等を行うためのクライアント管理サーバ
	統合監視装置	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの統合監視を行うための各機器のステータス情報を収集、集約可能な統合監視装置
ログ収集システム	ログ収集サーバ	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムのネットワーク機器、サーバ及びクライアントのログを一元的に収集、管理するためのログ収集サーバ
バックアップシステム	内部サーバセグメント用バックアップサーバ	文部科学省内部サーバセグメント	2	○	○	○	文部科学省内部サーバセグメントに設置される各サーバのデータバックアップを統括して取得するための内部サーバセグメント用バックアップサーバ
	内部セグメント用テープ装置	文部科学省内部サーバセグメント	2	○	○	○	内部サーバセグメント内の各サーバから取得されたデータバックアップをカートリッジテープに保存するための内部サーバセグメント用バックアップサーバと接続する内部サーバセグメント用テープ装置
	共用バックアップ用ストレージ	共通サーバファーム	1	○	○	○	各サーバ及びネットワーク装置のシステムバックアップを集約しテープ装置にバックアップするため、また、ログ収集サーバのデータバックアップを集約しテープ装置にバックアップするための共用バックアップ用ストレージ
	共通サーバファーム用バックアップサーバ(For Mail)	共通サーバファーム	1	○	○	○	共通サーバファームセグメントに設置されるグループウェア用ストレージ内のメールデータのバックアップを取得するための共通サーバファーム用バックアップサーバ(For Mail)
	共通サーバファーム用バックアップサーバ(For App)	共通サーバファーム	1	○	○	○	共通サーバファームセグメントに設置される各サーバのデータバックアップを統括して取得するための共通サーバファーム用バックアップサーバ(For App)
	共通サーバファーム用テープ装置	共通サーバファーム	2	○	○	○	共通サーバファームセグメント内の各サーバ及びストレージから取得されたデータバックアップをカートリッジテープに保存するための共通サーバファーム用バックアップサーバ(For Mail)及び共通サーバファーム用バックアップサーバ(For App)と接続する共通サーバファーム用テープ装置
検証システム	検証用サーバ	文部科学省内部サーバセグメント	2	○	○	○	サーバに適用されるパッチや新規に導入されるソフトウェア等の検証等を行うための検証用サーバ
入室管理監視システム	入室管理監視装置	文部科学省内部サーバセグメント	1	○	○	○	文部科学省及び文化庁サーバ室の入室管理するための入室管理システム
住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳ネットワークサーバ	独自ネットワーク	1	-	-	○	住民基本台帳ネットワークシステムを利用するための住民基本台帳ネットワークサーバ
	住民基本台帳ネットワークシステム用スイッチングハブ	独自ネットワーク	1	-	-	○	住民基本台帳ネットワークシステムを利用するための住民基本台帳ネットワークシステム用スイッチングハブ
	住民基本台帳ネットワークシステム用ルータ	独自ネットワーク	1	-	-	○	住民基本台帳ネットワークシステムを利用するための住民基本台帳ネットワークシステム用ルータ
	住民基本台帳ネットワークシステム用ICカードリーダー	独自ネットワーク	3	-	-	○	住民基本台帳ネットワークシステムを利用するための住民基本台帳ネットワークシステム用ICカードリーダー
職員用端末	職員用A端末	-	2700	-	-	○	文部科学省内の一般業務端末としての職員用A端末
	貸出用B端末	-	200	-	-	○	文部科学省内外で使用するモバイル端末としての貸出用B端末
プリンタ等	プリンタ等	-	550	-	-	○	文部科学省本省庁舎内及び外部拠点に設置され、文部科学省内LANに接続するプリンタ、複合機、ファックス
Web会議システム	(ASPサービス)	-	1	-	-	○	インターネットを利用したWeb会議システムサービス
リモートアクセスシステム	(ASPサービス)	-	200	-	-	○	職員等の在宅勤務及び出張等にインターネットを通じて省内の自席職員用A端末をリモート操作するためのサービス

【文化庁行政情報システム】

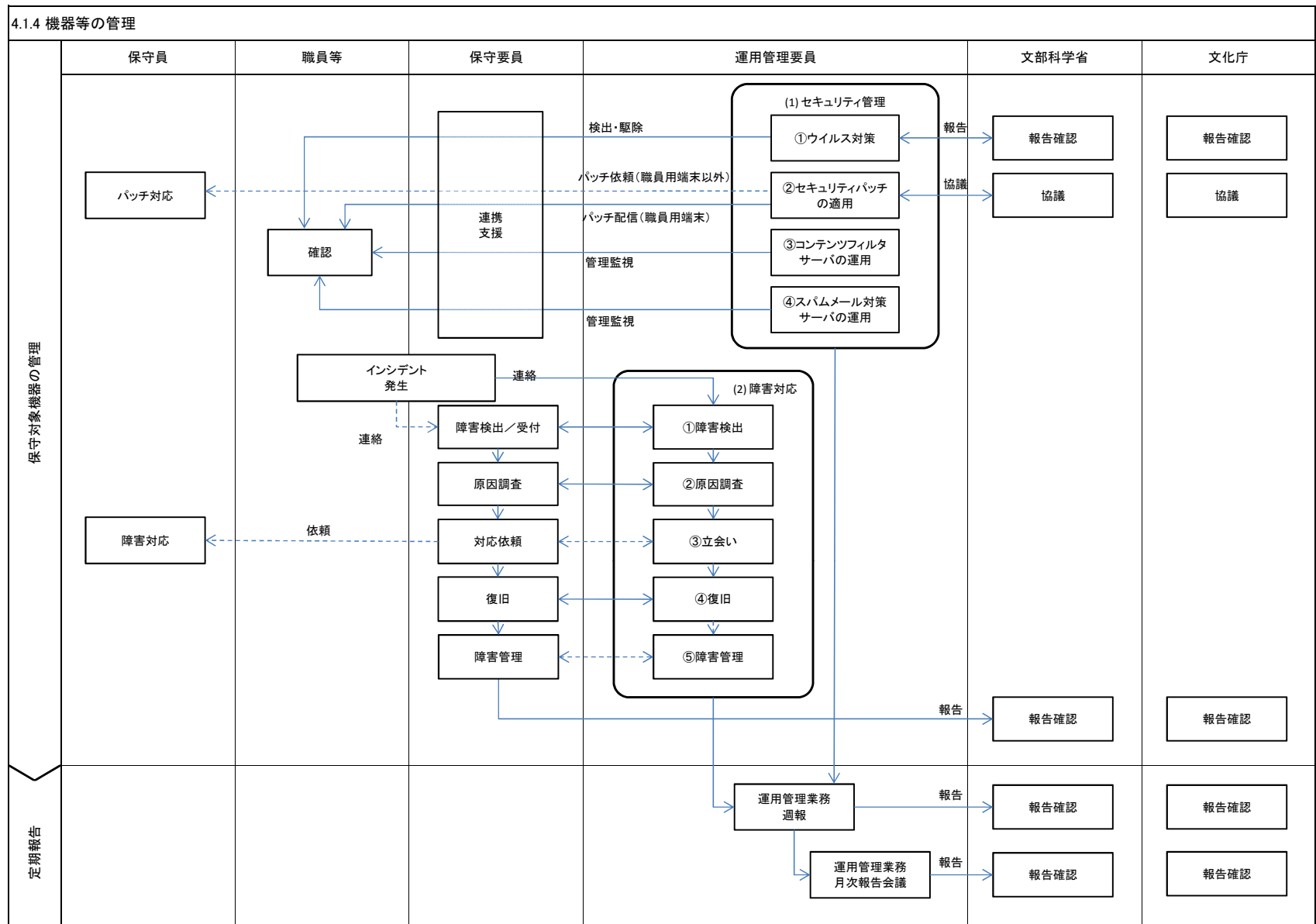
システム名	構成機器	設置セグメント	台数	監視対象	サービスレベル		概要
					基幹業務 (24時間365日)	基幹業務以外 (平日9-20時)	
文化庁行政情報システム (別調達)	DNS・メールサーバ	文化庁DMZセグメント	2	○	○	-	文化庁内外からのメールをメールサーバへ中継する。また、文化庁内からのドメインの名前解決(DNS)及び外部中継サーバとの時刻同期を行うためのDNS・メールサーバ
	情報公開用サーバ	文化庁DMZセグメント	1	○	○	-	文化庁ホームページ及び外部公開システムを管理するための情報公開用サーバ
	ActiveDirectoryサーバ	文化庁内部サーバセグメント	2	○	○	-	文化庁内のアカウント情報を一元的に管理するためのActiveDirectoryサーバ
	業務システムサーバ	文化庁内部サーバセグメント	1	○	○	-	文化庁内部ホームページ及び内部システムを管理するための業務システムサーバ
	画像サーバ	文化庁内部サーバセグメント	1	○	○	-	文化庁内部システムを管理するための画像サーバ
	ファイルサーバ	文化庁内部サーバセグメント	1	○	○	-	文化庁の行政文書データを集約して管理するためのファイルサーバ
	グループウェアサーバ	共通サーバファームセグメント	2	○	○	-	文化庁内のグループウェアを管理する。また、文化庁外から送付されるメールのウイルスチェックを行うためのグループウェアサーバ
	バックアップサーバ	文化庁内部サーバセグメント	1	○	○	-	文化庁内部サーバセグメントに設置されるドメインに参加している各サーバのデータバックアップを統括して取得するためのバックアップサーバ
	ウイルス検索管理サーバ	文化庁内部サーバセグメント	1	○	○	-	文化庁内のサーバ及び職員用端末のウイルス対策ソフトウェアを管理するためのウイルス検索管理サーバ
	Proxyサーバ	文化庁内部サーバセグメント	1	○	○	-	ネットワークに出入りするアクセスを管理するためのProxyサーバ
	クライアント管理サーバ	文化庁内部サーバセグメント	1	○	○	-	職員用端末の資産管理、リモート操作等を行うためのクライアント管理サーバ
	Notesクライアント管理サーバ	文化庁内部サーバセグメント	1	○	○	-	文化庁内の各ユーザのグループウェアの設定情報を管理するためのNotesクライアントサーバ
	スパム対策サーバ	文化庁DMZセグメント	2	○	○	-	文化庁外から送付されるスパムメール等を抑止するためのスパム対策サーバ
	GISシステムアプリサーバ	文化庁内部サーバセグメント	1	○	○	-	文化財管理台帳システムのアプリケーションを管理するためのGISシステムアプリサーバ
	GISシステムDBサーバ	文化庁内部サーバセグメント	1	○	○	-	文化財管理台帳システムのデータベースを管理するためのGISシステムDBサーバ
	クライアントパソコン	-	-	335	-	-	○
プリンタ	-	-	26	-	-	○	文化庁内の業務用プリンタとしてのモノクロレーザープリンタ、カラーレーザープリンタ、カラーレーザープリンタ(小型)

【別紙03】運用管理の業務フロー



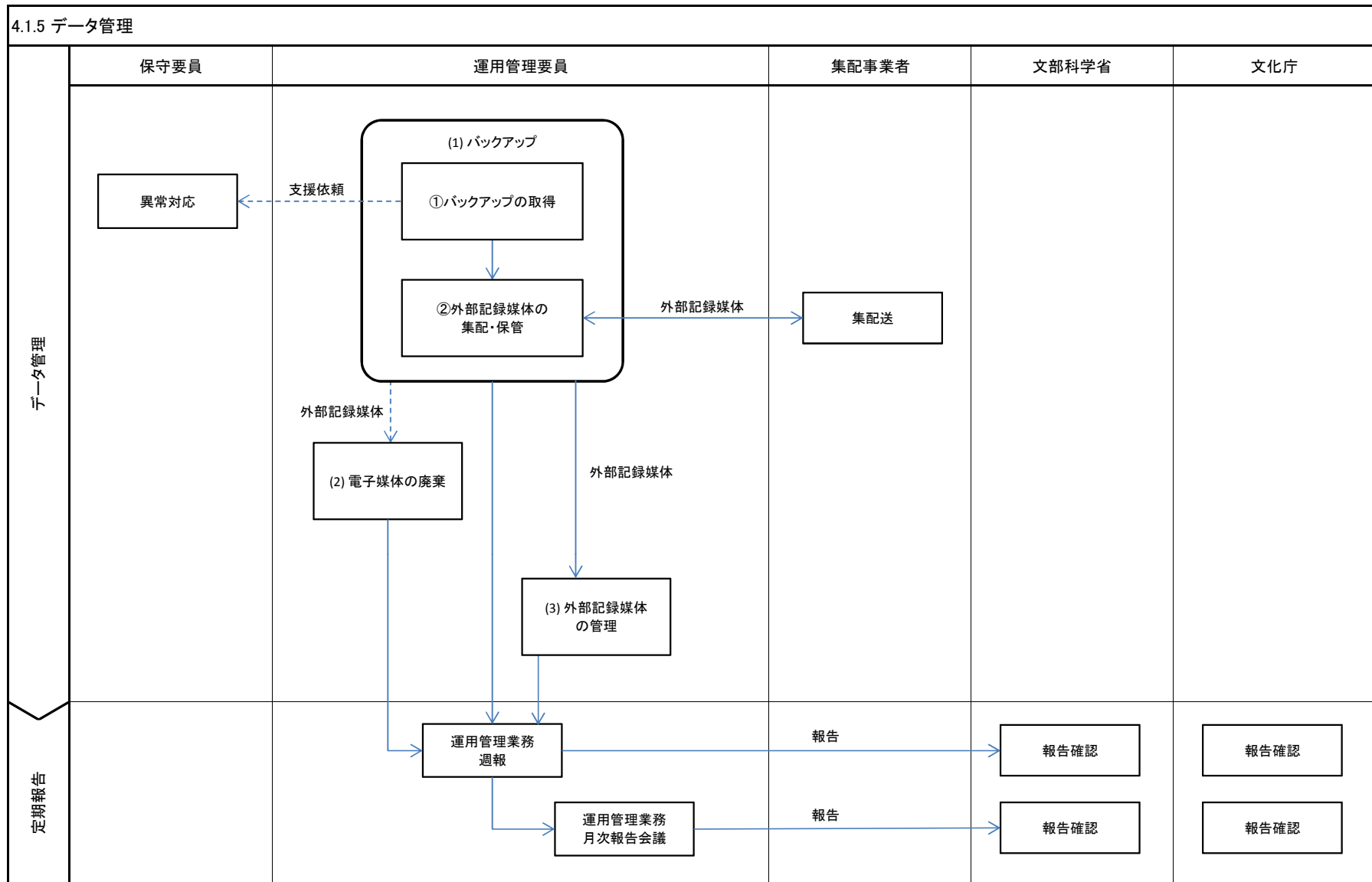
※項番は、「別添01文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務民間競争入札による調達仕様書」と同じ

- 必須作業要件
- - - - - 任意作業要件



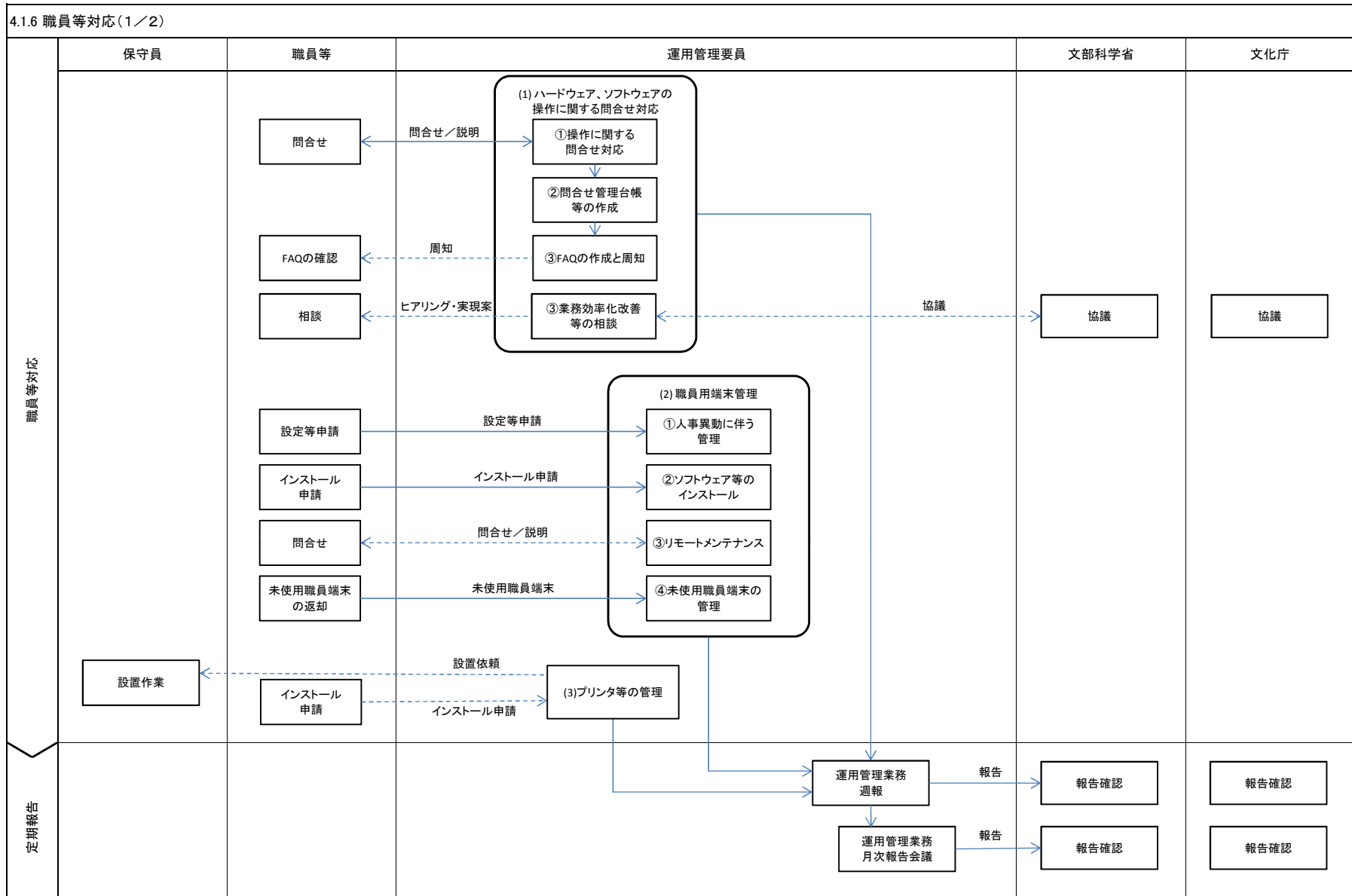
※項番は、「別添01文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務民間競争入札による調達仕様書」と同じ

————— 必須作業要件
 - - - - - 任意作業要件



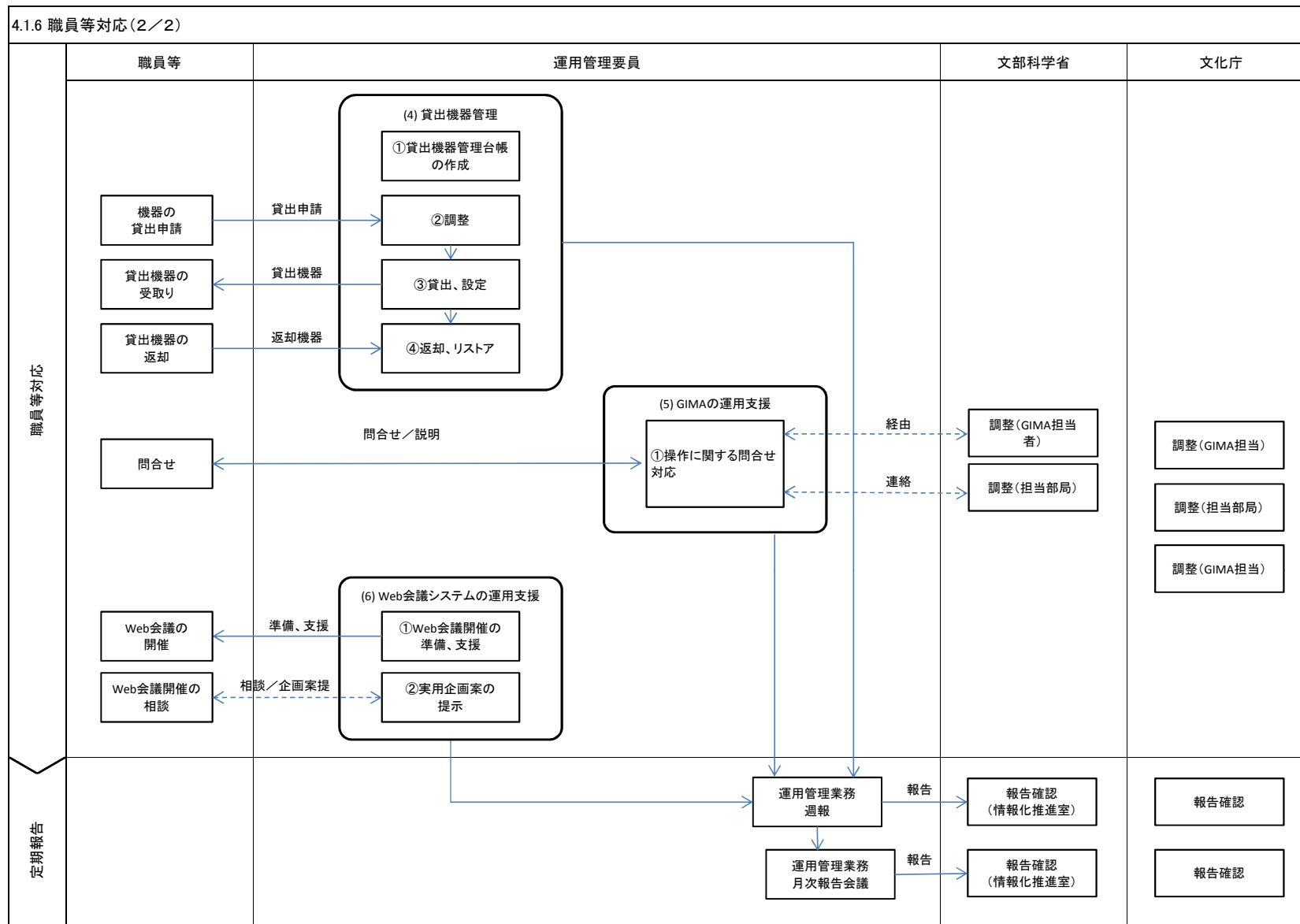
※項番は、「別添01文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務民間競争入札による調達仕様書」と同じ

——— 必須作業要件
 - - - - 任意作業要件



※項番は、「別添01文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務民間競争入札による調達仕様書」と同じ

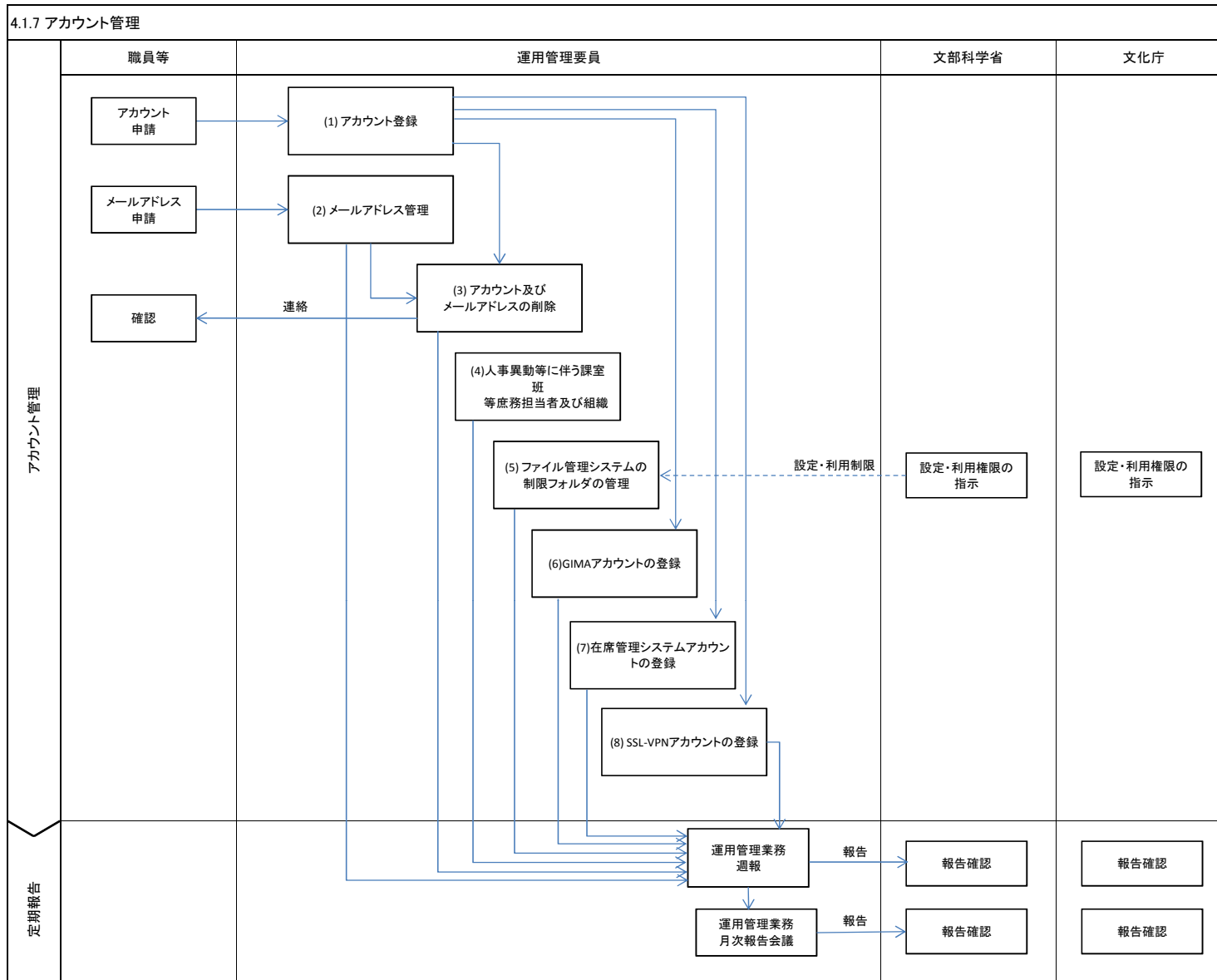
————— 必須作業要件
 - - - - - 任意作業要件



※項番は、「別添01文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務民間競争入札による調達仕様書」と同じ

—— 必須作業要件

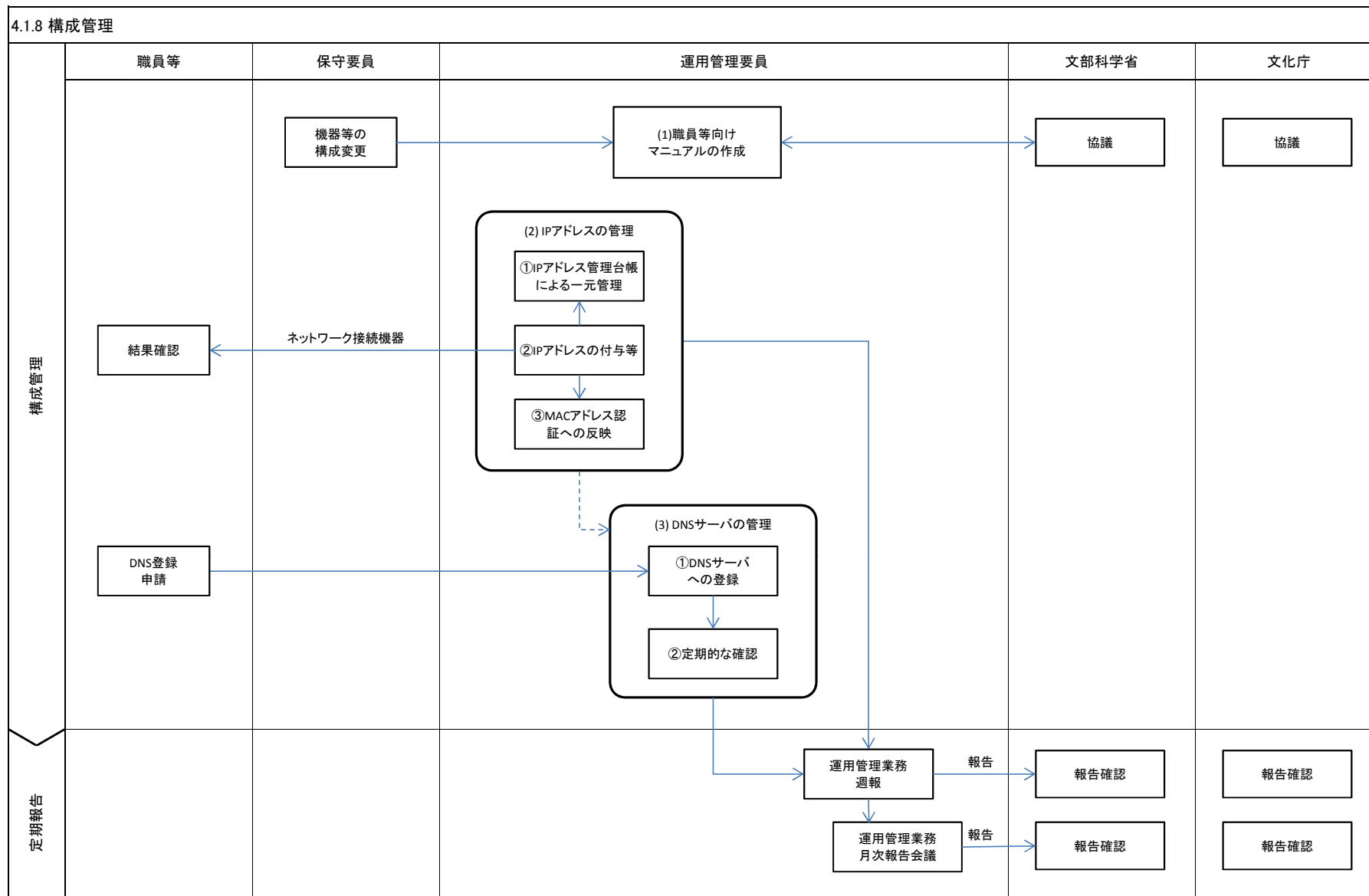
- - - - 任意作業要件



※項番は、「別添01文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務民間競争入札による調達仕様書」と同じ

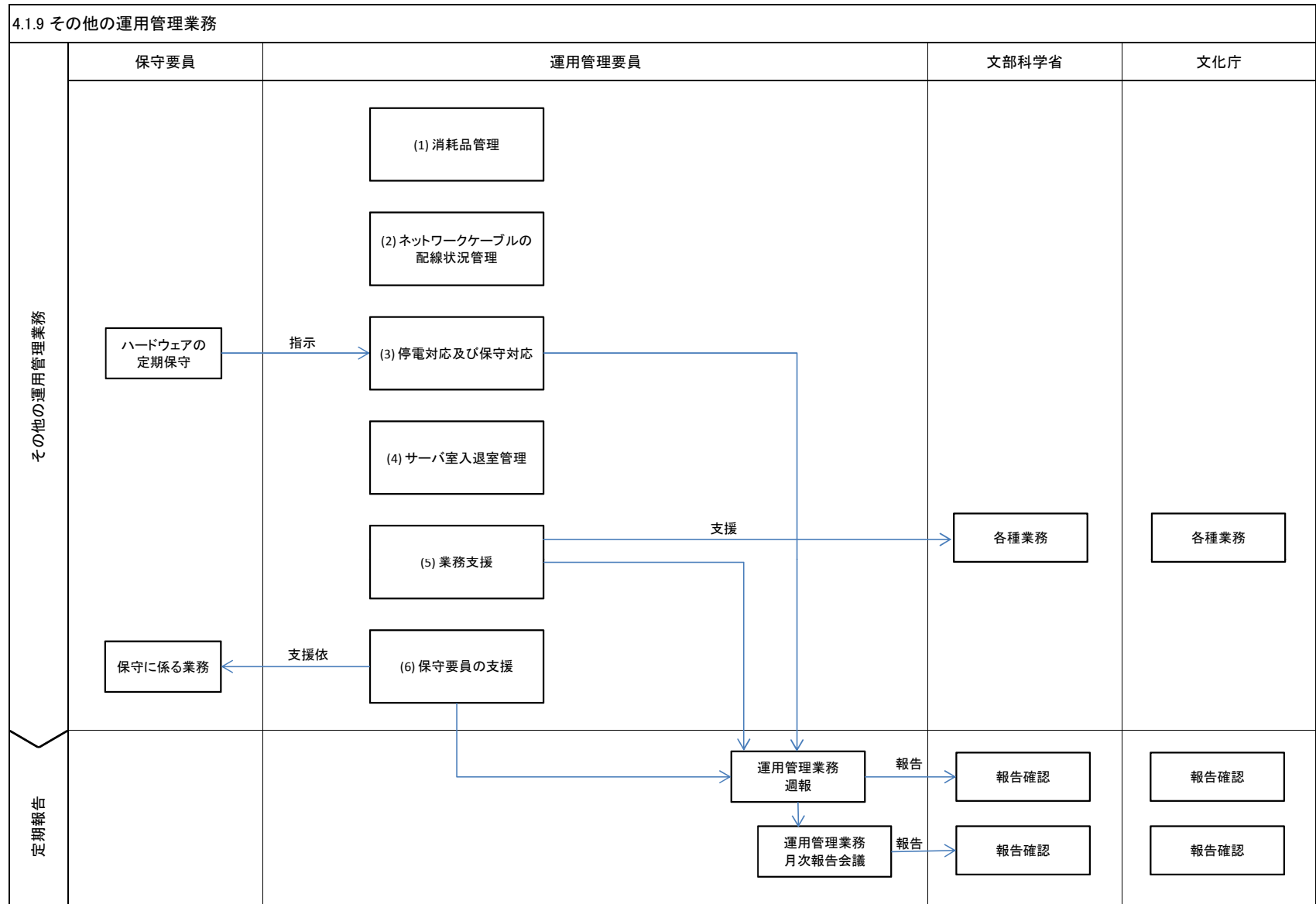
—— 必須作業要件

- - - - 任意作業要件



※項番は、「別添01文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務民間競争入札による調達仕様書」と同じ

- 必須作業要件
- - - - - 任意作業要件



※項番は、「別添01文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務民間競争入札による調達仕様書」と同じ

—— 必須作業要件

- - - 任意作業要件

【別紙 04】従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務				
人件費	常勤職員	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-
物件費		0	0	0
請負費	役務（運用員）	96,461	97,473	97,091
	機器・回線リース料	0	0	0
	設計・構築費	0	0	0
	その他	-	-	-
計(a)		96,461	97,473	97,091
参 考 値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		96,461	97,473	97,091
(注記事項)				
<p>(1) 文部科学省及び文化庁では、民間競争入札の対象である運用業務の全部を請負契約により実施しており、平成 21 年度及び平成 22 年度の役務（運用員）は、文部科学省行政情報システム、文化庁行政情報システムそれぞれで請負契約を締結している。また、平成 23 年度の役務（運用員）については、一括して請負契約を締結している。なお、各欄の金額は、請負契約の合計支払額である。</p> <p>(2) 役務（運用員）のみの請負契約であり、「機器・回線リース料」及び「設計・構築費」は発生しない。</p> <p>(3) 役務（運用員）に、①保守手順書の作成、②外部監視、③機器等及びネットワーク監視、④障害対応、⑤定期保守、⑥構成及びドキュメント管理、の請負費は含まれない。</p> <p>(4) 請負契約のため、請負費の詳細な内訳の開示は受けられない。</p>				

【別紙 04】従来の実施状況に関する情報の開示

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)											
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度										
(請負者における運用業務従事者)													
運用要員責任者	1	1	1										
運用員 (ヘルプデスク業務を含む)	5	5	5										
(請負者における業務従事者に求められる知識・経験等)													
(1) 共通要件													
① 作業要員は、本仕様書に示した業務内容を円滑に遂行できる能力を有すること。													
② 作業要員は、文部科学省行政情報システム又は文化庁行政情報システムを構成するハードウェア、ソフトウェアに関する知識及び操作技術を有すること。													
③ グループウェアとして Notes/Domino を使用しており、Domino7.0 サーバ及び Domino8.0 サーバの設定変更等の操作に習熟していること。													
④ 文部科学省行政情報システムで導入している侵入防御システム及び検疫ネットワークシステム機器に関して十分な技術、ノウハウを習得していること。													
⑤ 文部科学省行政情報システム又は文化庁行政情報システムの全ハードウェア、ソフトウェアの操作、設定変更、Q&A 対応が可能なこと。													
⑥ 作業要員は、過去 5 年以内にサーバ 50 台以上、クライアント PC3,000 台程度のネットワークシステムの運用業務に従事した実績を有すること。単にヘルプデスク業務のみの実績は認めない。													
⑦ 本件業務を円滑に実施するために「IT スキル標準 (Ver3.0)」の IT サービスマネジメント (専門分野：すべての分野、達成度指標：レベル 3 以上) として 5 年以上の経験・実績を有すること。													
(2) 運用要員責任者に関する要求要件													
① 作業要員責任者及び作業要員副責任者については、「IT スキル標準 (Ver3.0)」の IT サービスマネジメント (専門分野：すべての分野、達成度指標：レベル 4 以上) として 10 年以上の経験・実績を有すること。													
(業務の繁閑の状況とその対応)													
(1) 実施要項 2.1.3(1)に示す平成 21・22・23 年度の運用管理業務の対応状況は以下のとおり (括弧は仕様書の項目を示す)。													
②機器等の管理 (4.1.4(1)②セキュリティパッチの適用)													
平成 21 年度													
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計(件)
対応件数	5	2	7	4	3	2	6	3	7	4	5	4	52
平成 22 年度													
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計(件)
対応件数	6	2	5	4	6	6	4	6	6	5	9	5	64
平成 23 年度													
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計(件)
対応件数	6	4	12	4	12	12	4	10	6	9	8	5	92

【別紙 04】 従来の実施状況に関する情報の開示

②機器等の管理 (4.1.4(2) 障害対応)

平成 21 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
サーバ	3	6	0	2	0	0	1	6	1	0	2	0	21
ネットワーク機器	0	6	1	2	2	2	1	4	0	1	1	1	21
職員用端末	12	11	10	8	7	9	15	14	4	7	7	14	118

平成 22 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
サーバ	0	6	1	3	1	1	3	7	0	0	0	2	24
ネットワーク機器	1	2	1	4	0	0	1	5	0	1	0	0	15
職員用端末	6	10	10	6	10	9	14	15	7	10	12	24	133

平成 23 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
サーバ	1	6	2	1	3	0	4	4	3	2	1	4	31
ネットワーク機器	2	3	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1	13
職員用端末	19	19	12	18	16	25	24	23	19	17	29	34	255

②機器等の管理 (4.1.4(1)③コンテンツフィルタサーバの運用)

平成 21 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	5	0	18	0	0	0	2	2	0	1	1	0	29

平成 22 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	5	5	5	2	2	6	4	1	2	2	9	7	50

平成 23 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	13	4	3	3	3	1	6	4	0	2	6	5	50

②機器等の管理 (4.1.4(1)④スパムメール対策サーバの運用)

平成 21 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	14	10	14	6	10	8	0	12	16	12	0	38	140

平成 22 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	16	12	24	14	2	26	34	18	10	4	6	22	188

平成 23 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	20	56	12	16	8	16	20	30	38	14	90	90	410

【別紙 04】 従来の実施状況に関する情報の開示

④職員等対応 (4.1.6 (1)職員等対応、4.1.6 (5)GIMA の運用支援)

平成 21 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
受付件数	651 (0)	467 (2)	551 (0)	481 (0)	398 (2)	402 (1)	525 (2)	399 (1)	358 (2)	374 (0)	366 (4)	430 (3)	5,402 (17)

(注) 括弧内は、4.1.6 (5)GIMA の運用支援に示す GIMA の操作等に関する対応件数

平成 22 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
受付件数	666 (42)	400 (15)	548 (8)	402 (10)	361 (6)	344 (6)	412 (19)	405 (5)	346 (4)	371 (3)	423 (6)	509 (13)	5,187 (137)

(注) 括弧内は、4.1.6 (5)GIMA の運用支援に示す GIMA の操作等に関する対応件数

平成 23 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
受付件数	652 (36)	568 (9)	563 (10)	541 (12)	471 (10)	501 (13)	549 (23)	475 (7)	498 (4)	434 (6)	394 (2)	512 (9)	6158 (141)

(注) 括弧内は、4.1.6 (5)GIMA の運用支援に示す GIMA の操作等に関する対応件数

④職員等対応 (4.1.6(2)①人事異動等に伴う管理)

平成 21 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	54	12	5	29	40	21	18	22	5	4	22	29	261

平成 22 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	46	3	7	43	35	13	22	5	10	9	42	17	252

平成 23 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	94	9	8	41	43	24	9	14	9	27	55	19	352

④職員等対応 (4.1.6(2)②ソフトウェア等のインストール、4.1.6(3)プリンタ等の管理)

平成 21 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	34	17	22	24	15	12	26	19	10	8	11	12	210

平成 22 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	41	47	26	19	12	10	17	4	21	14	13	16	240

平成 23 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	31	15	12	16	8	5	14	17	11	17	20	21	187

【別紙 04】 従来の実施状況に関する情報の開示

④職員等対応 (4.1.6(4)貸出機器管理)

平成 21 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	46	25	92	64	36	47	69	87	55	52	79	73	725

平成 22 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	68	76	75	59	51	67	107	97	77	85	98	81	941

平成 23 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
対応件数	56	60	83	66	74	63	69	92	63	80	103	109	918

⑤アカウント管理 (4.1.7(1)アカウント登録、4.1.7(2)メールアドレス管理)

平成 21 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
受付件数	1,087	164	81	321	162	135	230	81	30	79	64	233	2,667

平成 22 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
受付件数	1,215	55	91	276	148	107	284	57	47	91	124	251	2,746

平成 23 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
受付件数	1,237	78	190	252	226	185	224	76	97	271	133	251	3220

(注記事項)

- (1) 平成 21 年度運用期間：平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月 6 名/12 月
- (2) 平成 22 年度運用期間：平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 6 名/12 月
- (3) 平成 23 年度運用期間：平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月 6 名/12 月
- (4) 「④職員等管理」及び⑤「アカウント管理」に係る業務については、人事異動が集中する 4 月 1 日前後が繁忙となる。

【別紙 04】 従来の実施状況に関する情報の開示

3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】

施設名称：中央合同庁舎7号館旧文部省庁舎

使用場所：大臣官房政策課情報化推進室分室

【設備及び主な物品】

文部科学省貸与

執務机×11、机大（打合わせ、作業用）×2、折りたたみ長机×3、平置きラック×2、イス×17、折りたたみイス×4、キャビネット×11、耐震キャビネット×2、物品棚×2、鉄製書庫(小2段)×1、鉄製書庫(中3段)×9、パソコン×11、複合機×1、金庫×1、シュレッダー×1、固定電話×3、裁断機×1、脚立×1、平台車×1、台車(2段)×1、データ消去装置×1、ホワイトボード×1、サーバ室用扇風機×4、テレビ×1、冷蔵庫×1、電気ポット×1、掃除機×1、ロッカー×1、食器棚×1、他

【注記事項】

- (1) 設外部施設は、実施要項の2.1.2(3)に示す設置拠点を参照のこと。ただし、原則として運用管理要員が文部科学省本省庁舎以外に赴いて作業をすることはない。
- (2) 本業務を実施する上で必要となる庁舎建物の一部及び物品については主管係が無償で使用させるものとし、光熱費、電話回線使用料、事務機器、消耗品及び文部科学省が必要と認めた物も文部科学省が負担するものとする。なお、請負者は、これらを本業務以外の目的に使用してはならない。
- (3) 大臣官房政策課情報化推進室分室には打合せスペースがある。

【別紙 04】従来の実施状況に関する情報の開示

4 従来の実施における目標の達成の程度						
SLA 達成率	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
回答率	-	-	-	-	-	-
障害連絡時間	-	-	-	-	0 件	0 件
作業遅延の件数	-	-	-	-	0 件	0 件
アンケート調査	-	-	-	-	-	-
(注記事項)						
<p>(1) 回答率、アンケート調査は、現行サービスでは行っていない。</p> <p>(2) 平成 21 年 4 月～平成 23 年 10 月の実績から回答率は以下のとおりとする。 回答率 95% (94.6% = 当日中の平均回答件数 17.4 件 / 当日の問い合わせ平均件数 18.4 件 × 100)</p>						

【別紙 04】従来の実施状況に関する情報の開示

5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

- (1) 「別紙 03 運用管理の業務フロー」に、従来業務フローを示す。

（注記事項）

- (1) 現行文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務に関する詳細な情報は、別途情報開示を行う。なお、閲覧可能な資料はシステム概説書、説明書、操作マニュアル並びに運用・保守手順書、報告書等とする。
- (2) 詳細な実施方法等については、実施要項 9.4.12 に示す請負業務の引継ぎにより契約後速やかに説明する。
- (3) 前項(1)に示す資料のほか、情報セキュリティに関わる情報は、契約後速やかに開示する。

文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの 運用管理業務に関する満足度アンケート調査

このアンケートは、文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システムの運用管理業務（ヘルプデスク）について、確保されるべきサービスの質を検討するため、職員利用者を対象に利用満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

- 1 お問合せから回答までに要した時間について満足されましたか。
満足 やや満足 普通 やや不満 不満
- 2 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて満足されましたか。
満足 やや満足 普通 やや不満 不満
- 3 回答又は手順に対する結果の正確性について満足されましたか。
満足 やや満足 普通 やや不満 不満

＜ 御意見等 ＞

御協力ありがとうございました。

【参考】文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務の特性

文部科学省LANシステム

スイッチ	ネットワーク機器	ネットワークケーブル
ファイアウォール	監視管理システム	入退室管理システム(文科)
入退室管理システム(文化)	保守	その他

テレワークシステム

ASPサービス	クライアントパソコン	保守
---------	------------	----

ファイル管理システム

サーバシステム	監視管理システム	支援
保守		

文部科学省行政情報システム

ネットワーク機器	サーバシステム	職員用端末
ファイアウォール	監視管理システム	プリンタ等
支援	保守	その他

文化庁行政情報システム

ネットワーク機器	サーバシステム	クライアントパソコン
		プリンタ
支援	保守	その他

現行運用管理業務

①運用管理手順書の作成	②機器等の管理	③データ管理	④職員等対応	⑤アカウント管理	⑥構成管理	⑦その他 ⑧その他
①保守手順書の作成	外部監視	②機器等及びネットワーク監視	③障害対応	④定期保守	⑤構成及びドキュメント管理	

・文部科学省LANシステム、文部科学省行政情報システム、ファイル管理システム、テレワークを文部科学省行政情報システムに統合(ファイアウォールシステムは別調達)
 ・現行運用管理業務のうち、設計・設定に依存する業務等を文部科学省行政情報システムに統合
 ・結果、「文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務」は、システムに依存しない業務のみとなり、より公平な競争を実現

文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務

①運用管理手順書の作成	②機器等の管理	③データ管理	④職員等対応	⑤アカウント管理	⑥構成管理	⑦その他
-------------	---------	--------	--------	----------	-------	------

文部科学省行政情報システム

スイッチ	ネットワークケーブル	入退室管理システム	ファイル管理システム	ASPサービス
サーバシステム	職員用端末	プリンタ等	ネットワーク機器	監視管理システム
保守	支援	その他	①保守手順書の作成	外部監視
②機器等及びネットワーク監視	③障害対応	④定期保守	⑤構成及びドキュメント管理	⑥その他

ファイアウォールシステム

ファイアウォール	保守	
----------	----	--

文化庁行政情報システム

ネットワーク機器	サーバシステム	クライアントパソコン
		プリンタ
支援	保守	その他